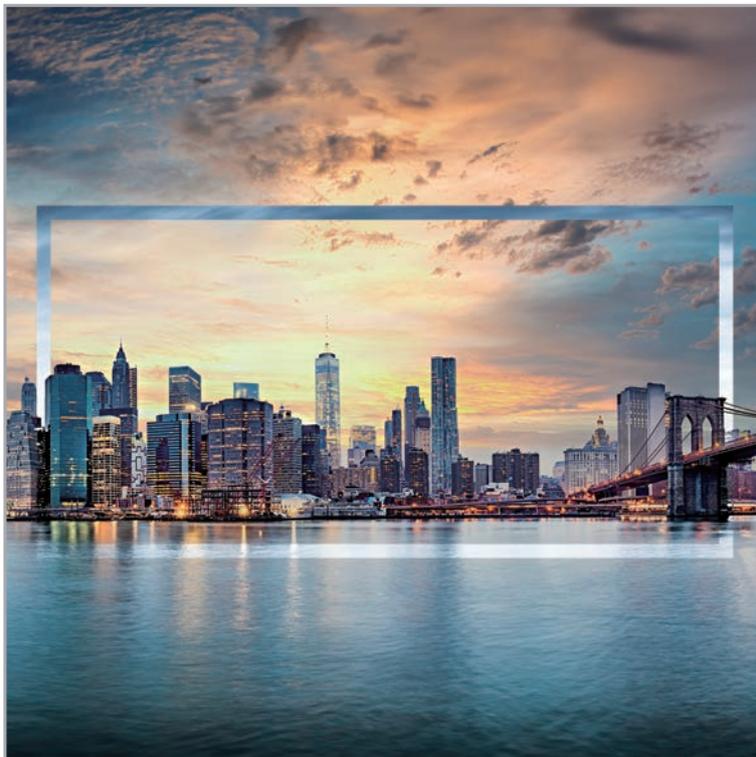


使用開始日 2025年6月11日

投資信託説明書(交付目論見書)

ブラックストーン・プライベート・クレジット・JPYファンド(毎月分配型)

追加型投信/内外/その他資産(プライベート・クレジット) **当ファンドは、特化型運用を行ないます。**



当ファンドは、流動性の低い資産を主な投資対象とするため換金性に欠ける場合があります。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (営業日のみ)

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内 外	その他資産 (プライベート・クレジット)	その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (プライベート・クレジット)))	年12回 (毎月)	グローバル (含む日本)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp/>] をご参照下さい。

大和アセットマネジメントでは、毎月分配型のファンドを、次の方にふさわしい運用商品と考えています。

- 年金の補完などを目的として、定期的に資産を取り崩すニーズがある方。
- 以下の分配金の仕組みを理解し、投資信託の運用を続けながら分配金を毎月受け取りたい方。
- ファンドの購入価額や運用状況によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。
(複利効果を重視して長期的な資産形成をお考えの方には、毎月分配型のファンドは適していません。)
- 分配金は計算期間中の収益を超えて支払われることがあり、分配金の水準は必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。

〈 委 託 会 社 の 情 報 〉

委 託 会 社 名	大和アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月12日
資 本 金	414億24百万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	31兆1,181億25百万円 (2025年3月末現在)

- 本文書により行なう「ブラックストーン・プライベート・クレジット・JPYファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年5月30日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認下さい。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。

ファンドの目的

主に米国企業に直接融資をするプライベート・クレジット投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

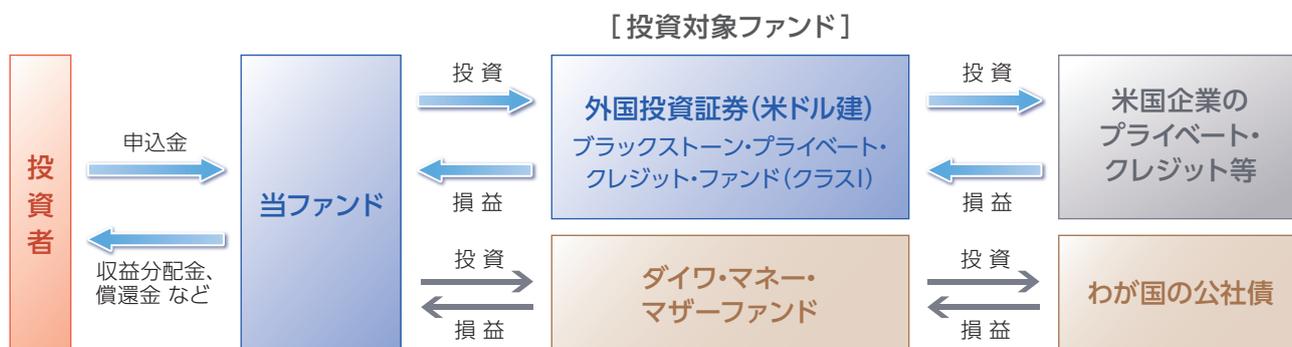
1 主に米国企業に直接融資をするプライベート・クレジット投資を行ないます。

プライベート・クレジット投資とは

私募により発行されたか、または非公開会社が発行したローン、債券およびその他の信用証券への投資を通じて、ファンドから企業に直接融資を行なう投資手法です。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資証券を通じて、プライベート・クレジット投資を行ないます。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- 当ファンドは通常の状態では、投資対象とする外国投資証券への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

ファンドの目的・特色

- 一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」(分散投資規制)では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。
 - ・ 投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
 - ・ 運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合
- 当ファンドは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

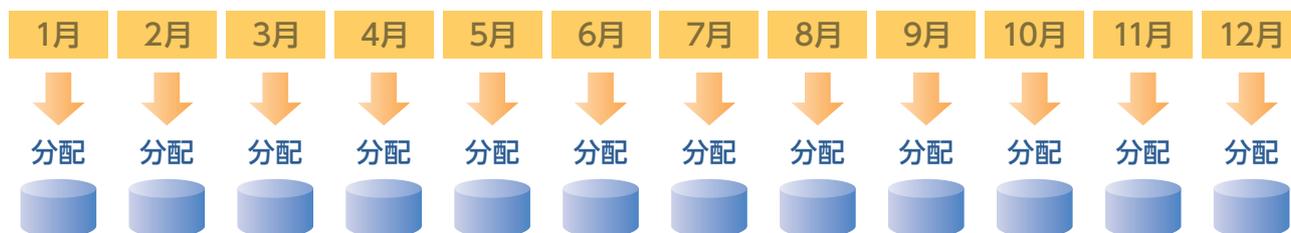
2 毎月27日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1～第4計算期末には、収益の分配は行ないません。第1計算期間は、2025年7月27日(休業日の場合翌営業日)までとします。分配開始は、2025年11月の決算からになります。

[分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

3 購入申込受付日の翌月27日(休業日の場合翌営業日)の基準価額に基づき購入できます。

※当初申込期間(2025年6月16日から2025年6月27日まで)の購入価額は1万口当たり1万円です。

4 年4回(2月、5月、8月および11月)の換金申込期間における換金申込受付日の翌々月25日の10営業日後の日の基準価額に基づき、換金を請求することができます。

※換金には制限があります。(後掲「お申込みメモ」の「換金制限」の項をご参照下さい。)

※初回換金申込期間は2025年11月4日から2025年11月20日までとします。

主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

【投資対象ファンドの概要】

◆ 以下は、目論見書作成時点での情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

1. 「ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド(クラスI)」(米ドル建)

形態／表示通貨	米国1940年投資会社法に基づき、ビジネス・ディベロップメント・カンパニー(以下、「BDC」)として規制を受けることを選択したデラウェア州法定信託／米ドル建
運用の基本方針	投資目的は、インカムゲインを生み出すこと、また補助的に、長期的な元本成長をもたらすことです。
主要投資対象	<p>① プライベート・クレジット投資(私募により発行されたか、または非公開会社が発行したローン、債券およびその他の信用証券)を主要投資対象とします。プライベート・クレジット投資は、(i) 第一抵当優先担保付ローンおよびユニトランシェ・ローン(一般的に投資規模の総額は3億米ドル未満ですが、基準は随時変更される可能性があります)、(ii) 第二抵当優先担保付ローン、無担保ローン、劣後ローンまたはメザニンローンおよびストラクチャード・クレジット(一般的に投資規模の総額は1億米ドル未満ですが、基準は随時変更される可能性があります)に加え、幅広くシンジケートされたローン(アンカー投資家の役割を担うケース)、クラブ・ディール(一般的に投資会社の小規模グループにより投資が行なわれます)、およびその他債券・持分証券を通じて行なわれます。</p> <p>② 幅広くシンジケートされたローンにも投資を行ないます。</p>
投資態度	<p>① 通常の状況下では、総資産(純資産および投資目的での借入金)の少なくとも80%を、プライベート・クレジット投資対象に投資する予定です。</p> <p>② また、総資産の一部を、幅広くシンジケートされたローンにも投資します。このような投資は、一般的に流動性が高く、流動性管理と魅力的な投資リターンを提供することを目的としています。</p> <p>③ ブラックストーンの持つ経験と専門知識を活かし、長期的な信用パフォーマンスおよび元本保全に重点を置いたディフェンシブな投資アプローチを採用します。原則として、投資顧問会社が相当程度の信用保護をもたらすと考えるアセット・カバレッジ・レシオおよびインスタント・カバレッジ・レシオを有するローンに投資します。</p>
主な投資制限	<p>① 投資の大部分は米国の非公開会社に対して行なわれますが、(その資産の少なくとも70%を米国の非公開会社に投資するというBDCとしての要件を遵守することを条件として) 欧州企業およびその他の非米国企業にもある程度投資することを見込んでいます。</p> <p>② 米国1940年投資会社法に基づき、BDCとして、負債資本倍率は2:1を超過しません。</p> <p>③ 一般的に、デリバティブはヘッジ目的での利用を基本とし、投機目的での使用は行ないません。</p>
収益の分配	毎月分配を予定しています。分配率および支払頻度は、随時変更される可能性があります。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
評価日／基準価額	毎月末日の評価に基づいて、月に1回、基準価額が発行されます。

<p>管理報酬等</p>	<p>管理報酬：当該月の最初の暦日の純資産総額の年率1.25% (月次計上、四半期後払い) 成功報酬：以下の2つから構成されます。 ① インカムゲイン成功報酬(年率5%のハードルレートを超過した場合。キャッチアップ条件あり。): 各暦四半期の「成功報酬発生前純投資インカムゲイン・リターン」(以下に定義)の12.5% (四半期後払い) 成功報酬発生前純投資インカムゲイン・リターンとは、各暦四半期中に発生した利息収入、配当収入およびその他のインカム収入から、当該四半期中に発生した運営費用を差し引いた額、または当該金額からの直前の四半期末時における純資産総額の収益率のいずれかをいいます。 ② キャピタルゲイン成功報酬： 設定来から当該暦年度末までの累積実現キャピタルゲインから、全ての累積実現・未実現損失と、支払い済みキャピタルゲイン成功報酬の合計額を差し引いた額の12.5% (年次後払い)</p>
<p>ファンドの関係法人</p>	<p>投資顧問会社：ブラックストーン・プライベート・クレジット・ストラテジーズ・エル・エル・シー 副投資顧問会社：ブラックストーン・クレジット・BDC・アドバイザーズ・エル・エル・シー アドミニストレーター：ブラックストーン・プライベート・クレジット・ストラテジーズ・エル・エル・シー 副アドミニストレーター：ブラックストーン・オルタナティブ・クレジット・アドバイザーズ・エル・ピー</p>

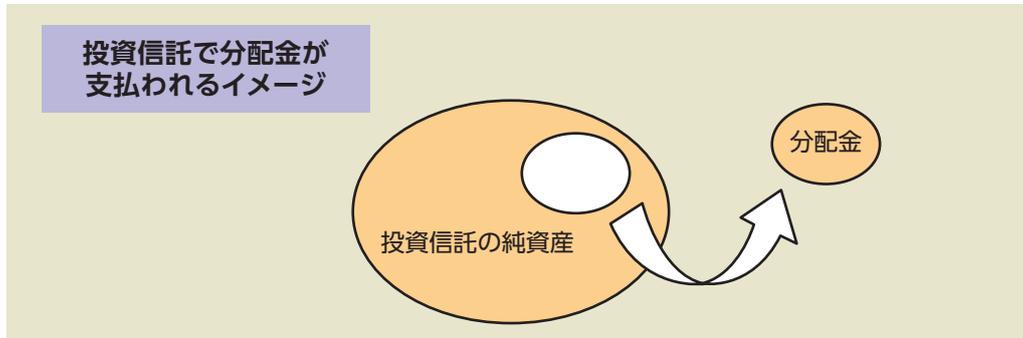
2. ダイワ・マネー・マザーファンド

<p>運用の基本方針</p>	<p>主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。</p>
<p>主な投資態度</p>	<p>① わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。 ② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位(A-2格相当)以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。</p>
<p>運用管理費用 (信託報酬)</p>	<p>かかりません。</p>
<p>委託会社</p>	<p>大和アセットマネジメント株式会社</p>

- ・当ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地により取得の制限が設けられています。当ファンドの受益権の取得申込みの勧誘は、日本国に居住し、米国1933年証券法のRegulation Sで定義される「U.S. Persons」(その後の改正を含みます。)に該当しない方に限定されています。
- ・本勧誘は、投資対象ファンドまたはブラックストーンもしくはその関連会社がスポンサーとなっているその他のファンドの持分の取得申込みを勧誘するものではありません。
- ・当ファンドの投資家は、当ファンドが投資対象ファンドの投資家として負担する費用(例えば、投資対象ファンドの資産に基づく管理報酬、設立費用、投資費用、運営費用、および投資対象ファンドの投資家が負担するその他の費用および債務)に加えて、当ファンドの継続的な費用を負担することになります。このような当ファンドの追加費用(手数料を含みます。)によって、当ファンドのパフォーマンスは投資対象ファンドより低いものとなります。
- ・ブラックストーンは当資料の内容に責任を負いません。

[収益分配金に関する留意事項]

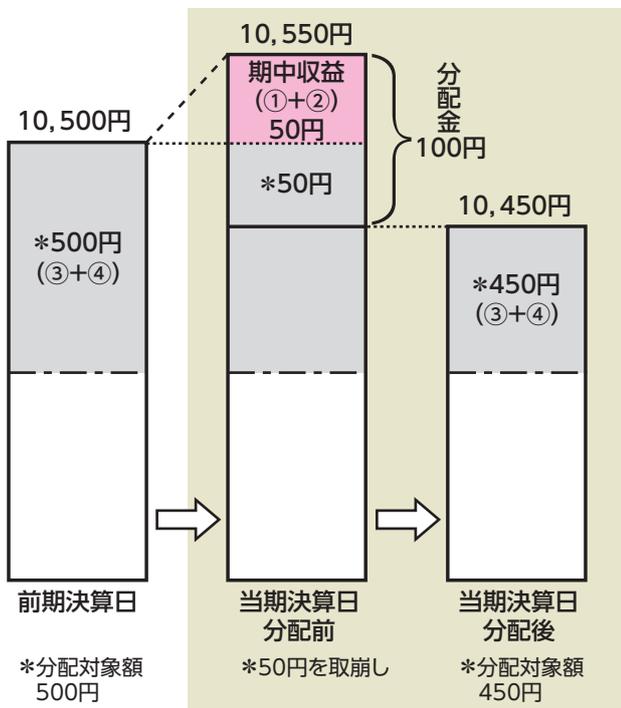
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



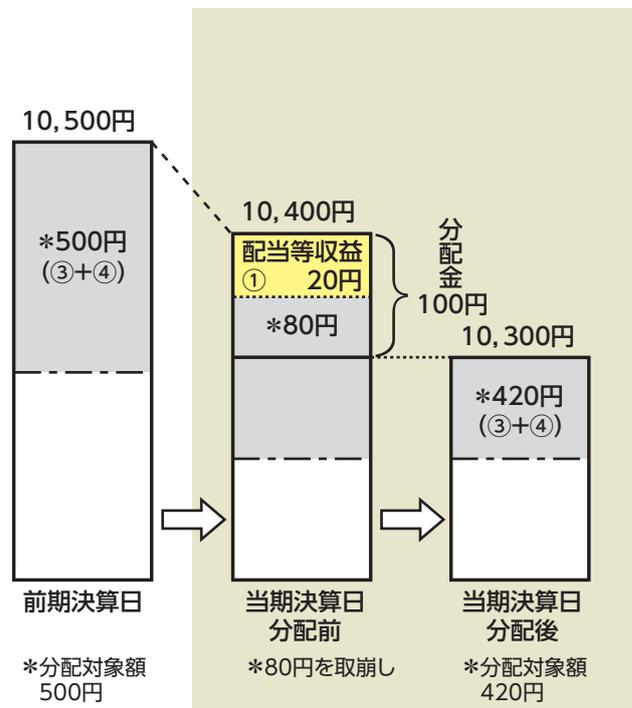
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(注)「手続・手数料等」の「〈税金〉」の部分にイメージ図を記載。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

投資対象資産に関するリスク	投資対象とする外国投資証券によるプライベート・クレジット投資にはリスクがあり、投資の一部または全部を失う可能性があります。
ローンに関するリスク	投資対象とする外国投資証券が投資する可能性のあるローンには、第一順位、第二順位、第三順位担保付、または無担保のローンが含まれます。さらに、投資するローンは、通常、投資適格未滿に格付けされるか、または格付けが付与されていません。投資するローンは、信用リスク、流動性リスク、投資適格未滿の商品リスクを含む多くのリスクにさらされます。
優先担保付ローンおよび債券に関するリスク	ローン、債券投資に伴い投資先企業から差し入れられた担保には、時間の経過とともに価値が減少するか、または完全に消滅するリスク、適時に売却することが困難であるリスクおよび評価が困難であるリスクがあります。また、投資先企業のビジネスの成功度合いと市場の状況に基づいて担保の価値が変動するリスクがあります。状況によっては、担保権が契約上または構造上、他の債権者の請求権に劣後する場合があります。したがって、担保が設定されている場合でも、ローンや債券の元本および利息が条件通りに支払われることが保証されるわけではなく、投資の一部または全部が失われる可能性もあります。
金利リスク	投資対象とする外国投資証券は、金利変動リスクにさらされています。一般的な金利変動は、投資対象とする外国投資証券の投資および投資機会に重大なマイナスの影響を与える可能性があります。したがって、投資対象とする外国投資証券の収益率に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、金利が上昇すると、投資対象とする外国投資証券の借入れコストが高くなります。 金利上昇の環境においては、変動利付債務に基づく支払いは一般的に増加し、そのような変動利付債務の債務者の多くが、増加した金利コストを支払うことができない可能性があります。変動利付債務への投資は、その金利が一般的な市場金利と同程度または同じ速度で上昇しない場合、価値が下落する可能性もあります。
流動性リスク	投資対象とする外国投資証券の組入資産の多くは、上場されておらず、また、流通市場で活発に取引されておらず、転売には法的およびその他の制限がある等、上場証券等に比べて流動性が低い資産です。希望するときに、資産を売却することが困難になる可能性があります。さらに、投資対象とする外国投資証券がそのポートフォリオのすべてまたは一部を迅速に清算する必要がある場合、帳簿上の評価額よりも著しく低い価格でしか売却できずに損失を被る可能性があります。

投資リスク

組入資産の評価に関するリスク	<p>投資対象とする外国投資証券の組入資産の多くは、上場されておらず、また、流通市場で活発に取引されているものではありません。それらの資産は市場相場での評価ができないため、米国1940年投資会社法の下で、四半期ごとに公正価値で評価されます。公正価値は、投資対象とする外国投資証券の評議会が採用するポリシーに従って決定され、評議会の監視を受けます。また、四半期末以外の時点での評価においては、公正価値に影響を与えるような重大な変化が組入資産に生じているか否かを検討しますが、四半期末の評価プロセスと比較すると限定的なものとなります。</p> <p>公正価値は、非公開有価証券の既存市場が存在した場合に使用されたであろう価値とは大きく異なる可能性があります。そのため、組入資産を実際に売却する際に適用される価額と大きく異なる場合があります。</p> <p>投資対象とする外国投資証券は、投資しているローンや債券を市場価値、または公正価値で評価されます。評価額が簿価を下回る場合、その差額は評価損として計上されます。評価損は、投資先企業が当該ローンや債券に関する返済義務を履行できないことを示している可能性があります。これにより、将来的に実現損失が発生し、将来の分配に利用できる投資対象とする外国投資証券の収益が減少する可能性があります。また、投資対象とする外国投資証券の評価額の下落は投資対象とする外国投資証券純資産価額の下落要因となります。</p>
レバレッジに関するリスク	<p>投資対象とする外国投資証券は借入れ等を利用して、自己資金を超える資金で投資を行なう可能性があります(レバレッジ)。レバレッジは、リターンを高める可能性を秘めています。しかし、損失を増加させるリスクもあり、一般的にリターンの変動性(ボラティリティ)を高めることとなります。</p> <p>一般的に借入れ等の資金調達にはコストがかかるため、投資対象とする外国投資証券の総コストを高めることとなります。また、資金調達環境の変化により、投資対象とする外国投資証券の資金調達が困難になったり、そのため投資している資産を不利な条件で売却せざるを得なくなるなどのリスクもあります。</p>
為替変動リスク	<p>外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。当ファンドは、組入外国投資証券に対して為替ヘッジを行わないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。</p> <p>投資対象とする外国投資証券は、米ドル建てで資産を保有し、および借入れを実行していますが、それとは別の外国通貨建てで資産を取得し、または借入れを実行することがあるため、為替リスクにさらされます。外国為替レートが変動した結果、投資対象とする外国投資証券の負債の価額および費用が上昇し、または投資対象とする外国投資証券の資産の価額および収入が下落することがあり、その結果、投資対象とする外国投資証券の純資産価額に悪影響が生じる可能性があります。投資対象とする外国投資証券は、為替リスクの軽減を目指して、為替ヘッジ取引を行なうことがありますが、為替リスクを完全に排除することはできません。また、為替ヘッジ取引には追加的な費用が伴います。</p>
カントリー・リスク	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

〈換金に関する留意点〉

換金に関する 制限

投資対象とする外国投資証券は、四半期ごとに投資対象とする外国投資証券の換金を受け付けていますが、投資対象とする外国投資証券の評議会には、その裁量により、換金の条件の変更、または換金の一時停止を決定する権限があります。その場合、当ファンドは投資対象とする外国投資証券を適時に処分できなくなる可能性があります。また、当ファンドが外国投資証券の換金を申し込んだ一部のみ換金が行なわれる可能性があります。委託会社は、適正とみなす場合（投資対象とする外国投資証券の換金制限により、投資対象とする外国投資証券の換金が制限され、または妨げられる場合が含まれます。）には、当ファンドの換金請求の数量を委託会社が定める受益証券口数もしくは金額に制限し、または当該換金請求の受付を停止することができます。委託会社が換金請求の数量を制限し、または受益証券の換金を停止した場合、受益者は、自らの受益証券の換金を受けることはできません。また、当該事由が解消しない場合等には換金請求の受付を停止する期間が長期化する場合があります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、流動性の低い資産を主な投資対象とするため換金性に欠ける場合があります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドの日々の基準価額の算出において、投資対象とする外国投資証券の評価に際し、原則として基準価額算出日に知り得る直近の評価額を参照します。原則として、投資対象とする外国投資証券の評価額は日次で更新されず、月次での更新となるため、投資対象とする外国投資証券の評価額の更新時以外における当ファンドの日々の基準価額の変動は為替変動が主な要因となります。
- 当ファンドは、忠実義務に基づき、投資する投資信託証券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考えられる場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することがあります。

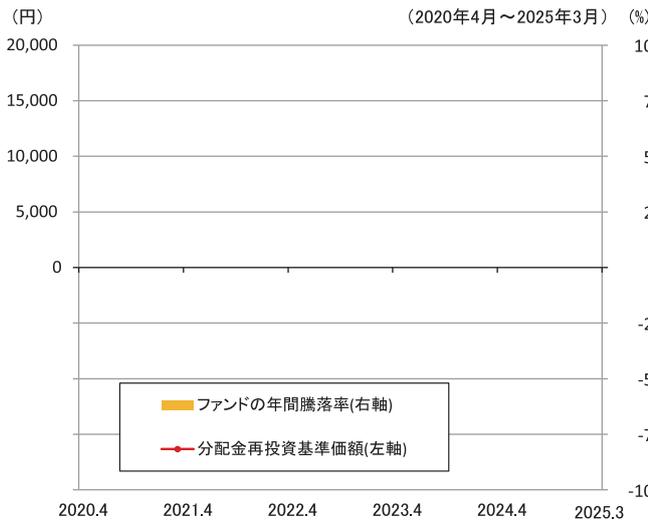
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

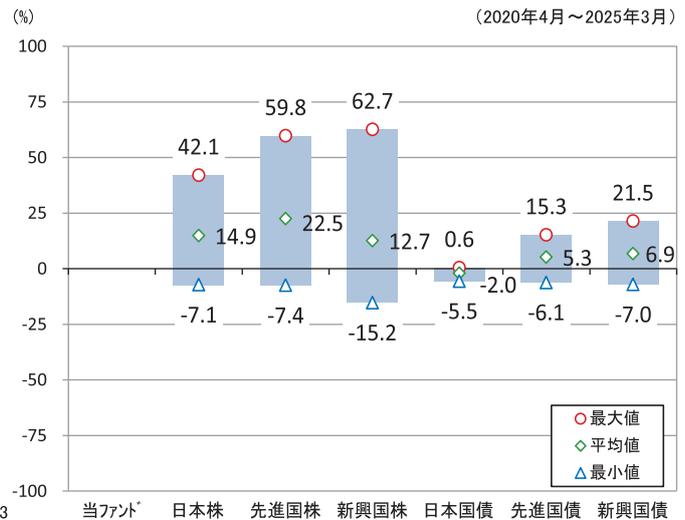
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社J.P.X総研または株式会社J.P.X総研の関連会社（以下「J.P.X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ.P.Xが有します。J.P.Xは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。〔<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>〕●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、2025年6月30日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、2025年6月30日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、2025年6月30日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、2025年6月30日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

 購入時	購入単位	500万円以上1円単位または500万口以上1口単位
	購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌月27日(休業日の場合翌営業日)の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌々月25日の10営業日後の日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日の翌々月25日の10営業日後の日から起算して5営業日目からお支払いします。 ※なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。

 申込について	申込締切時間	① 当初申込期間 当初申込期間最終日の販売会社所定の時間まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) ② 継続申込期間 原則として、午後3時30分まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
	購入の申込期間	① 当初申込期間 2025年6月16日から2025年6月27日まで ② 継続申込期間 2025年7月1日から2026年6月19日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) ※当初設定日(2025年6月30日)は購入申込みの受付を行いません。
	当初募集額	1,000億円を上限とします。
	換金の申込期間	2月、5月、8月または11月の1日(休業日の場合翌営業日)から20日(休業日の場合前営業日)まで (初回換金申込期間は2025年11月4日から2025年11月20日まで)

 申込について	換金制限	<p>信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。</p> <p>投資対象とする外国投資証券には、各四半期において、換金上限として前四半期末時点の発行済み投資証券口数または純資産総額の5% (四半期毎に評価されます。)が定められています。投資対象とする外国投資証券の売却注文が不成立または一部不成立となることで投資資産の資金化が困難な場合は、換金申込の受け付けを中止すること、すでに受け付けた換金申込の全部を取り消すこと、または換金申込金額の一部の換金となる場合があります。</p>
	購入・換金申込受付の中止および取消し	<p>金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。</p> <p>また、換金において、組入外国投資証券の売却注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難な場合は、換金申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた換金の申込みの受け付けの全部または一部を取消す場合があります。</p>

 その他	信託期間	<p>2035年6月27日まで(2025年6月30日当初設定)</p> <p>※組入外国投資証券の売却注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難であると委託会社が判断した場合等には、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することがあります。この場合、延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しないときは同様とします。</p> <p>信託期間終了日に信託を終了できない真にやむを得ない事情が生じたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長します。この場合、延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しないときは同様とします。</p>
	繰上償還	<p>◎委託会社は、主要投資対象とする組入外国投資証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。</p> <p>◎次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	<p>毎月27日(休業日の場合翌営業日)</p> <p>(注)第1計算期間は、2025年7月27日(休業日の場合翌営業日)までとします。</p>

 その他	収 益 分 配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 ※第1～第4計算期末には、収益の分配は行ないません。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
	信託金の限度額	1兆円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
	運 用 報 告 書	毎年3月および9月の計算期末ならびに償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※2025年3月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>3.3% (税抜3.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	<u>0.3%</u>	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌々月25日の10営業日後の日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.419% (税抜1.29%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.45%
	販売会社	年率0.80%
	受託会社	年率0.04%
投資対象とする 投資信託証券 (目論見書作成時点)	年率1.25%程度+成功報酬	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
実質的に負担する 運用管理費用 (目論見書作成時点)	<u>年率2.669% (税込) 程度+成功報酬</u> ※成功報酬について、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。	
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

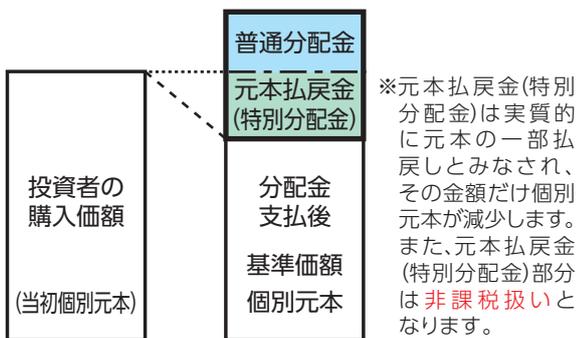
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

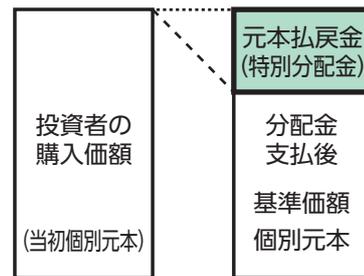
※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management